

岩見沢市農業委員会第1回総会議事録

1. 日 時 令和4年1月28日 金曜日 午後2時42分から
午後3時16分まで

2. 場 所 岩見沢市役所4階委員会室

3. 出席委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 16 番)
委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 25 番)
委 員	馬 場 広 之	(議席 26 番)
委 員	志賀野 敏	(議席 27 番)
委 員	中 林 強	(議席 28 番)
委 員	干 場 克 二	(議席 32 番)
委 員	吉 成 朗	(議席 33 番)
委 員	佐々木 利 夫	(議席 35 番)
委 員	山 谷 康 雄	(議席 36 番)

4. 制限委員

委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 4 番)
委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
委 員	長 森 睦	(議席 17 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 18 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 19 番)
委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)

委員	長 井 孝 之	(議席 2 1 番)
委員	坂 野 博 之	(議席 2 4 番)
委員	川 北 敏 充	(議席 2 9 番)
委員	小 倉 和 敏	(議席 3 0 番)
委員	近 田 昌 枝	(議席 3 1 番)
委員	森 一 男	(議席 3 4 番)

5. 欠席委員 委 員 柿 崎 壽 恵 子 (議席 2 3 番)

6. 事務局出席	事務局長	土 井 盛 慈
	農地係長	小 野 洋 志
	振興係長	内 山 充 人

7. 事務局欠席	振興係主任	船 戸 崇 之
	農業振興センター担当主査	山 田 勝 彦
	主 査	池 田 大 輔

佐々木代理
議長

只今より、令和4年岩見沢市農業委員会第1回総会を、開催いたします。なお、社会経済活動の継続に向けた、安全・安心を確保した対応を図るため、出席委員を制限して取り進めます。

新年の第1回目の総会ですので、ここで「岩見沢市農業委員会憲章」の朗読をいたします。例年であれば、委員全員によるご唱和をお願いしているところですが、新型コロナウイルス感染防止のため、私から憲章を読み上げますので、各委員は、声を出さずにお目通しをお願いいたします。ご起立をお願いいたします。

(憲章唱和)

ご着席下さい。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号5番高田委員、6番坂口委員をお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告3件、議案4件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

1月7日、令和3年度南空知各市町農業委員会連絡協議会緊急協議があり、今回の水田活用交付金の見直しに係る要請を国会議員に要請するというので、神谷先生にまずお願いをいたしました。

そして11日には稲津久先生にもお願いをしたところであり、この後来月5日に渡辺先生と予定をしております。

交付金の内容の見直しについては、後程総会が終わってから、机上配布している書類もありますのでしっかり時間を取って説明したいと思っておりますのでお願いします。

17日は、農政懇談会がありました。農業活性化連絡協議会主催の集会であります。愛知経団連の方から講演を頂いたところでもあります。

20日は、JAいわみざわ地域農業再生協議会がありました。内容は今年度の米の生産の目安であります。食米の生産面積については1.7%減の予定ということであり、水田活用交付金の見直しについても協議されたところでもあります。

26日、令和4年度から8年度の農業振興ビジョン策定に係る意見交換会があり、佐々木代理さんに出席をお願いしたところでもあります。

以上で農業委員会の動向報告とさせていただきます。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

内山係長
議長
内山係長

議長、振興係長。

内山係長。

報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することをご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1、上の表に記載の賃貸借権関係は、一般分で、賃貸借権39番の賃貸借権の設定です。次に、同ページの下の方に記載の所有権移転関係は一般分で、所有権120番外3件の所有権移転の設定です。以上につきまして、告示第233号で令和3年12月27日に告示したことをご報告いたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

小野係長

日程5、報告第3号現況証明書の交付についてを上程いたします。説明を求めます。
議長、農地係長。

議 長 農地係長。
 小野係長 総会議案 5 ページ、報告第 3 号現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回の
 の願い出件数は岩見沢地区の 1 件です。
 総会議案 6 ページ、整理番号 1 番です。[] ほか 3 筆の土地について、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地は、[]、
 []、固定資
 産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。以上で説明を終わります。ご審
 議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 (無しの声)
 無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。
 次に審議に入ります。日程 6、議案第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知
 の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。

土井局長 議長、事務局長。
 議 長 土井局長。
 土井局長 それでは、総会議案 8 ページ、議案第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知
 の成立状況の確認について、その内容を説明いたします。
 議案 9 ページ、整理番号 1 番から 3 番については、貸主が他の農業者に農地を譲り渡
 すことから解約するもので、1 月 6 日に解約され、同日付けで通知されたものでござい
 ます。
 次に、議案 1 0 ページ、整理番号 4 番から整理番号 7 番については、それぞれ、貸主
 が他の農業者に農地を貸し付けることから解約するもので、1 月 6 日に解約され、同日
 付けで通知されたものでございます。
 これらの各案件については、農地法第 1 8 条の規定に基づき、合意解約がなされてお
 りますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いただき
 ますよう、お願ひ申し上げます。

議 長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 (無しの声)
 無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。
 日程 7、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。
 説明を求めます。

小野係長 議長、農地係長。
 議 長 小野係長。
 小野係長 それでは、総会議案 1 1 ページ、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に
 ついて、ご説明申し上げます。今回の申請件数は 5 件で、内訳につきましては、使用貸
 借権の設定が 2 件、所有権移転の設定が 3 件でございます。
 総会議案 1 2 ページ、整理番号 1 番に記載の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作困難
 なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により
 経営の安定を図るものです。価格は、田畑共に 1 0 a あたり 8 6, 5 4 9 円、総額は、
 1, 0 8 3, 2 5 0 円です。なお、申請地は 1 月 1 4 日に宇井委員に周辺農地の利用状
 況等を含め、ご確認をいただきました。
 次に、総会議案同ページ、整理番号 2 番に記載の譲渡人は、遠隔地に居住しており耕
 作困難なことから、近隣農業者へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、
 規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、畑で 1 0 a あたり 1, 0 0 0 円、
 総額は、1, 5 0 7 円です。なお、申請地は 1 月 1 4 日に倉田委員に周辺農地の利用状
 況等を含め、ご確認をいただきました。次に、総会議案同ページ、整理番号 3 番に記載
 の譲渡人は、後継者が経営する農地所有適格法人へ無償で譲り渡すもので、譲受人は、

申請地を無償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。なお、申請地は1月14日に倉田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案13ページ、整理番号4番に記載の貸主は、所有する農地を後継者に使用貸借権の設定により貸し付け、経営を移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は1月14日に日笠委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号5番に記載の貸主は、所有する農地を後継者に使用貸借権の設定により貸し付け、経営を移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は1月14日に中林委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程8、議案第3号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

まず第1地区ですが、 の議事参与を制限します。

それでは、議案18ページ、所有権126番について説明をお願いいたします。吉成副委員長。

吉成副委員長 第1地区常任委員会より、所有権126番についてのみ、先にご説明いたします。

議案18ページ、所有権126番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡し経営規模を縮小するもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。吉成副委員長は自席にお戻り下さい。ここで、 の議事参与の制限を解除します。

会議を再開します。それでは、第1地区残りの案件について説明をお願いいたします。黒田委員長。

黒田委員長 それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案15ページから16ページ、所有権124番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

次に、議案17ページ、所有権125番の、譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。黒

田委員長は自席にお戻りください。

馬場委員長

次に第2地区説明をお願いいたします。馬場委員長。

第2地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案19ページから22ページ、賃貸借40番から43番については、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案23ページから26ページ、賃貸借44番から47番について、貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案27ページ、所有権127番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。馬場委員長は自席にお戻りください。

中林委員長

次に第3地区説明をお願いいたします。中林委員長。

第3地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案28ページ、賃貸借48番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、隣接する農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案29ページから35ページ、所有権128番から134番について、譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。中林委員長は自席にお戻りください。

西谷内委員長

次に第4地区説明をお願いいたします。西谷内委員長。

第4地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案36ページ、賃貸借49番は、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案37ページ、賃貸借50番は、同じく農業公社の、農地保有合理化事業による農地の一時貸し付けで、議案38ページ、賃貸借51番は、一般の賃貸借でございますが、2案件ともに借主が後継者へ経営移譲を行ったことに伴い、残存期間に係る借換えを行うものでございます。

次に議案39ページから42ページ、所有権135番から137番につきましては、いずれも農地保有合理化事業の買い取りにより、所有する農地を処分するもので、農用地の買入協議の結果、決定されたものでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。西谷内委員長は自席にお戻りください。

次に第5地区説明をお願いいたします。志賀野委員長。

志賀野委員長

第5地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案43ページから45ページの、賃貸借52番から54番につきましては、いずれも農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案46ページから47ページ、所有権138番から139番につきましては、いずれも農地保有合理化事業の買い取りにより、所有する農地を処分するもので、農用地の買入協議の結果、決定されたものでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。志賀野委員長は自席にお戻りください。

次に第6地区説明をお願いいたします。干場委員長。

干場委員長

第6地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案48ページ、賃貸借権55番は、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案49ページから53ページ、賃貸借権56番から60番の貸主は、後継者もなく耕作が困難等のため農地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案54ページから56ページ、所有権140番から142番につきましては、いずれも農地保有合理化事業の買い取りにより、所有する農地を処分するもので、農用地の買入協議の結果、決定されたものでございます。

次に、議案57ページ、所有権143番の譲渡人は、遠隔地に居住しており後継者もなく耕作が困難なため相続した農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案58ページから59ページ、所有権144番から145番の譲渡人は、耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案60ページ、使用貸借3番の貸主は高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、隣接する農地を借り受け、経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。干場委員長は自席にお戻りください。(干場委員長着席)次に第7地区説明をお願いいたします。宇井委員長。

宇井委員長

第7地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案61ページ、賃貸借権61番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

次に、議案62ページ、賃貸借権62番の貸主は、耕作不便な農地を貸し付けて農作業の効率化を図るもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案63ページ、賃貸借権63番の貸主は、引き続き分散する農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。宇井委員長は自席にお戻りください。

日程9、議案第4号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてを上程いたします。説明を求めます。

内山係長
議 長
内山係長

議長、振興係長。

内山係長。

議案第4号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてご説明いたします。

議案65ページ、整理番号1番から5番の土地所有者によるあっせん申し出につきましては、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が、特例事業として実施する農地保有合理化事業に採択される必要性がありますことから、岩見沢市長に対し、農業公社への農用地の買入協議の通知を行うように要請するものでございます。事業区分といたしましては、全て5年貸付タイプへの参加申込を予定しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。次に、その他ですが、何かございませんか。

(無しの声)

次に、来月2月の総会ですが、2月25日(金)午後3時00分から、市役所4階委員会室で開催いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。